契約不適合等に関する覚書

　設置者（以下「甲」という。）及び工事業者（以下「乙」という。）は、吉田町浄化槽設置費補助金の交付を受けて施工した浄化槽に関し、下記の項目により覚書を締結し、甲と乙は信義により誠実にこれを履行する。

記

１　甲は、浄化槽法第７条の規定による水質に関する検査を受け、その結果浄化槽の設置について改善を要すると指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期間を定めてその契約不適合等の補修を請求することができる。

２　前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が、甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合にはすることができない。

３　乙は、甲から第１項の規定により契約不適合等の補修を求められた場合は、速やかに行わなければならない。

この覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

　　（甲）　設置者　　住　　　所

　　　　　　　　　　　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　（乙）　工事業者　所在地

　　　　　　　　　　　商号及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞